

タックス☆スペース  
UEENOから

東京上野税務署 藤岡龍男署長に聞く

Q. 今年7月に東京上野税務署長として着任されたそうですね。街の印象や東京上野税務署について教えてください。

藤岡 着任からまだそれほど時間がたつておりませんので、管内をくまなく歩いたわけではあります。が、非常にバラエティに富んだ街だとうことを感じております。

藤岡 着任からまだそれほど時間がたつておりませんので、管内には約1万社の法人があり、その中には3、4管内には約1万社の法人があります。多くの、非常に歴史の古い街であることを感じさせられます。

Q. 署の1階に大きなモニターが設置されています。

藤岡 そうですね。当署の1階には、「タックス☆スペースUEENO」というスペースが設けられています。

Q. 座右の銘は?

藤岡 座右の銘というわけではないのですが、日ごろから「自然体」でいることを心がけています。

Q. 今後の税務署運営について。

藤岡 職員のモチベーション管理を第一に考えています。

Q. 今後の税務署運営について。

藤岡 職員のモチベーション管理を第一に考えています。

Q. 今後の税務署運営について。

藤岡 職員のモチベーション管理を第一に考えています。

Q. 今後の税務署運営について。

藤岡 職員のモチベーション管理を第一に考えています。

## 適正・公平な課税の実現に尽力



<プロフィール>

藤岡 龍男(ふじおか たつお)  
兵庫県出身。東京国税局課税第二部資料調査第三課長、青梅税務署長、独立行政法人酒類総合研究所総務課長などを経て現職。「仕事を楽しむ、キッソリと」がモットー。妻との旅行を趣味とし、年に20回程度出かける。最近は、特にバス旅行がお気に入り。

e-Taxなら早くて簡単!

告書の作成体験や路線価の閲覧、租税教育用ビデオの視聴などさまざまな体験ができますので、これから多くの方のご利用をお待ちしております。

Q. 税を学ぶための専門スペースとは、全国でも珍しいのです?  
藤岡 実は、タックス☆

スペースが設置されてい

るためです。日本は、学に訪れる機会が増えて多くは「租税教育とはどのようなものか」を視察するためです。日本は、世界的にお手本とされており、その見学の場として当署が選ばれているのですから、とても光榮なことです。子どもたちから税について学ぶことは、将来の納税意識向上にもつながります。

Q. 現在、最も力を



▲租税教室が頻繁に行われている

真のタックスペイサーをめざす  
社団法人 上野法人会

〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-1  
朝日信用金庫西町ビル5階  
TEL: 03-5818-1151 FAX: 03-5818-1141  
URL: http://www.uenohoujin.or.jp/  
E-mail: jimukyoku@uenohoujin.or.jp

## 東京商工会議所台東支部からのお知らせ

会員・非会員問わざご利用できます。

### 一マル経融資一

小規模企業のみなさんへ  
(土業の方もご利用可能です)

無担保・無保証

1,500万円

金利 年 1.85% (9月22日現在)

### 一窓口専門相談一

(要事前予約)

法律相談・税務相談

第2木曜・金曜

13:00 ~ 16:00

東京商工会議所 台東支部 (TEL:3842-5031)

〒111-0033 台東区花川戸2-6-5 台東区民会館1階

*Features* 特集

首都圏マンション  
売れ行き好調

税メソッドが後押し



新聞の折り込みチラシは減ったが…

マンション市場がここへきて活況だ。都内の優良マンション物件では「即日完売」、というケースも珍しくなくなっているというが、こうした活況を支えているのが、住宅の購入を後押しする「優遇税制」の存在だ。従来からある「住宅ローン控除」に加え、昨年の追加経済対策では「住宅取得資金の贈与税の非課税制度」が導入され、住宅の需要喚起に一役買ったものとみられている。

## 低金利、減税など複合要因

(株)不動産経済研究所がこのほど発表した「首都圏のマンション市場動向」によると、平成22年上半期における首都圏のマンション発売戸数は2万171戸で、昨年同時期に比べ27%増加している。また、上半期に発売されたマンションのうち、販売開始から1カ月以内に契約に至った割合を示す「初月契約率」は78.9%で、前年比10.3ポイントの増加。さらに、上半期に発売されたマンションのうち6月末までに契約に至ったものの割合(累積契約率)は88%で、前年比9.3ポイントの増加となった。初月契約率が70%を超えると「活況」といわれるマンション市場だけに、ここへきて市場が大きく持ち直していることが分かる。

市場が回復基調にある理由について同研究所の福田秋生企画調査部長は、「住宅ローンの金利が低いのが最も大きな要因。また、立地の良いマンションが多かったこと、住宅税

制や住宅エコポイントなど政策の影響もある」と話す。

福田氏が指摘するように、マンション市場の活況には、住宅優遇税制の存在が大きく影響している。

住宅優遇税制と聞いて真っ先に思い出すのが、同22年度税制改正で大幅に拡充された「住宅取得資金の贈与税の非課税制度」。直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件を満たしていれば、最大で1500万円(同23年中の贈与については1千万円)までの全額について贈与税が非課税となる制度である。贈与税の暦年課税の基礎控除額(110万円)または相続時精算課税制度の特別控除額(2500万円)とのダブル適用が可能となっており、減税効果は極めて高い。同21年分の贈与税申告では、同税制の適用を選択した申告が4万1千件にも上っており、住宅の新規需要喚起に一定の効果を上げたものとみられる。

ところで、一部マスコミ報道の中には、マンション市場の活況が、消費税増税議論の影響を受けているとするものもある。だが、これについて専門家は「まだ何も決まっていない段階。駆け込み需要というには早い」と指摘する。しかし、近いうちにマンションの購入を考えている人は、いまのうちに増税議論に気を配っておきたいところだ。というのも、マンションにかかる消費税の課税時期は、「契約時」ではなく「引き渡し時」つまり、契約から引き渡しまでの間に増税をまたぐと、増税後の税率が適用される。そのため、特に、高層マンションの購入を考え

ば、ズレは少ない」(同)という。

また、消費税の増税は、マンション販売業者にとって「悩みの種」。建設中に増税をまたぐことで、「契約のキャンセルが相次ぐ可能性も懸念されている」(同)ようだ。

今後のマンション市場について前出の福田氏は、「現在市場に出回っているマンションは、リーマンショックなどの影響を受けて工事がストップしていたものや、延期されていたもの。長らくマンションの着工件数が下火になっていることから、今後は需給のバランスが崩れることが懸念される」という。リーマンショック後に起きた着工件数の減

## 消費税アップ議論も影響?

ている人は要注意。高層マンションの場合、契約から引き渡しまでの期間が「年単位」になることも珍しくないため、増税をまたぐリスクが必然的に高くなってしまう。「増税議論」と「マンションの引き渡し時期」を両にらみし、慎重に購入計画を練ることが必要だ。

消費税の増税議論は先行きがまったく見えない状況だが、マンションの完成時期についてはおむねの目安をつけることが可能。「ワンフロアにつき1カ月かかる」とみておけ

少が今後の発売戸数に反映されてくるため、「マンションの値上がりも十分に考えられる」(同)。

「住宅取得資金の贈与税の非課税制度」による非課税枠は、来年には500万円縮小されることが決まっているうえ、住宅エコポイント制度も「今年中に着工したもの」に限られている。加えて、「着工件数が少ない時期の物件は、施行が安定しており、モノがいい」(同)と言われているだけに、マンションはいまが一番の買い時といえそうである。

### 高畠公一税理士事務所

所長  
税理士

高畠 公一  
高畠 憲一

〒110-0015 東京都台東区東上野3丁目2番6号  
石田ビル5階

TEL: 03-3837-5111 FAX: 03-3837-5116  
E-mail kent@mkl.alpha-web.jp

### 木村会計事務所

税理士 木村茂雄

〒110-0008 東京都台東区池之端2-6-13  
ジェイパーク上野池之端201  
TEL: 03-3824-6531 FAX: 03-3824-6532  
E-mail: kimurakaikei@mac.com

### めざします。企業の繁栄と社会への貢献



法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めています。

全法連は、約100万社の会員企業  
41都道県に442の会を擁する団体です。

#### —主な活動は—

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。  
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。  
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4  
TEL: 03-3357-6681 http://www.zenkokuhojinkai.or.jp



# TAX・経営法解説

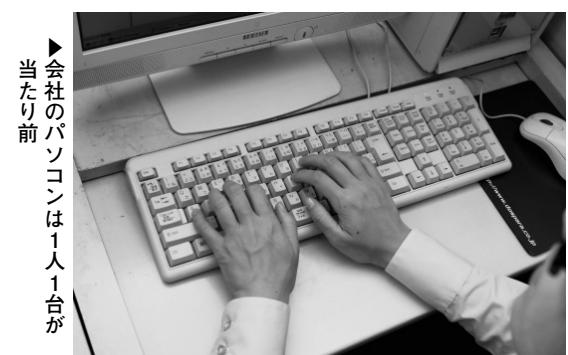
## ソフトの取得価額 買うか自作かで差

オフィスにパソコン・1人1台が、もはや当たり前時代だ。しかし、パソコンはパソコンだけでは仕事ができない。各種ソフトウェアを入れてこそそのパソコンだ。

パソコンを買ったとき、最初から付いてくるソフトだけで足りるということはまずない。業種によっては、特殊で高額なソフトウェアが必要になることもある。また、会社によってはソフトウェアを自作するということもあるだろう。

ソフトウェアは、減価償却資産(無形固定資産)だが、取得価額は購入したのか自社で制作したのかで異なる。

ソフトウェアを購入した場合の取得価額は、「購



入の代価+購入に要した費用+事業の用に供するため直接要した費用」になる。

ソフトウェアの導入にあたって必要とされる設定作業、自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業などの費用の額が、取得価額に算入されるわけだ。

ソフトウェアを自作した場合は、「製作などに要した原材料費・労務費・経費の額+事業の用に供するために直接要した費」が取得価額とされる。

ただし、①製作計画の変更などにより、いわゆる「仕損じ」があったため不要となったことが明らかであるものに係る費用②研究開発費(自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得または費用削減にならないことが明らかであるものに限る)③製作などのために要し

た間接費、付随費用などで、その合計額が少額(製作原価のおおむね3%以内)であるもの——これらの費用は取得価額に含めないことができる。

ソフトウェアの耐用年数は、複写して販売するための原本、および研究開発用のものは「3年」。そのほかのものは「5年」だ。

## 創立記念品を支給 「元従業員」でも損金

「創立50周年」など節目のタイミングで、社員に対して創立記念品を支給するケースは珍しくない。

企業がもっぱら従業員の慰安のために行う運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用について、その運動会、演芸会、旅行などが全社員を対象としていることなどを条件に、交際費ではなく福利厚生費として取り扱うことが可能とされている。

また、創立記念、増資記念、工事完成記念または合併記念などに際して、その記念として支給す

る記念品のうち、①社会通念上、記念品としてふさわしいものであり、その価額が1万円以下のもの②創立記念のように一定期間ごとに到来する記念、に際して支給する記念品については、おおむね5年以上の期間ごとに支給するもの——といった2つの条件を満たしているものについても、その購入費用を福利厚生費として損金の額に算入することができるとされている(法人税基本通達36-22)。

ところで、現時点で在籍している従業員に対してだけでなく、定年退職者で組織されるOB会などの在籍者に対してもこうした記念品を配るケースは少なくない。この場合、「元従業員」に対して支給される記念品についてはどうなるのだろうか。

これについて国税庁は、「元従業員にいわば一律に支給される創業記念品については、従業員と同様に取り扱うことが相当」であることを明確化している。

一方、「一律に支給」「高額でない」といった条件を満たしている創立記念品であっても、関連会社や取引先の社員などに支給された場合、その購入費用は交際費となってしまう。

## 自家消費した商品 消費税に例外あり

個人事業主にとって、自分の販売する商品や事業用資産をちょっとばかり私用で使ったり消費するというのはよくある話。

このように、個人事業者が棚卸資産や、事業用に使っていた棚卸資産以外の資産を家事のために消費したり、使用したりすることを税務上では「自家消費」といわれている。

「自家消費」は自由度が高い個人事業者ならではの特典、ともいえるが、このような個人事業者の自家消費は、消費税において原則とは異なった取り扱いがされているので気をつけたいところだ。

消費税は、実際に受領した課税資産の譲渡など

の対価が課税標準となるのが原則。

しかし、対価を得ない取引でも、対価を得て行う資産の譲渡と見なしして課税される場合や、一定の取引でその対価の額が時価に比べて著しく低い場合にはその時価を対価の額と見なしして課税される場合もある。

その具体例として挙げられるのが、個人事業者の自家消費と法人がその役員に対して行う資産の贈与および著しく低い価額による譲渡だ。

個人事業者が棚卸資産などを自家消費した場合には、その自家消費した資産の消費もしくは使用した時点の資産の価額、すなわち時価に相当する金額を課税標準と見なしして課税されることになっている。

ただし、その棚卸資産の仕入価額以上の金額で、しかも、通常ほかに販売する価額のおおむね50%に相当する金額以上の金額を対価の相当額として確定申告した場合は、その申告での取り扱いが認められるので覚えておきたい。

**塚瀬税務会計事務所**

**税理士 塚瀬一男**

TEL:03-3832-3663 FAX:03-3832-3717

**税理士 成松裕伸**

TEL:03-3835-1415 FAX:03-3832-3717

〒110-0015 東京都台東区東上野3丁目39番10号  
光和ビル4階

**税理士 依田 秋人**

〒110-0008 東京都台東区池之端2-9-4  
永谷コーポラス302号  
TEL:03-3823-5756 FAX:03-3823-5776

**高柳幸雄税理士事務所**

税理士  
行政書士

**高柳 幸雄**

**高柳 彰毅**

税理士

**高野 悟司**

〒110-0005 東京都台東区上野5丁目5番10号  
御徒町永谷タウンプラザ705号

TEL:03-3836-2331 FAX:03-3836-2056

E-mail vsc51285@biglobe.ne.jp

**柳澤税理士事務所**

東京地方裁判所 民事調停委員・専門委員

代表 柳澤 伸光 税理士 柳澤 香織

税理士 柳澤 修司 税理士 中村 嘉宏

〒110-0001 東京都台東区谷中7-18-24

TEL:03-3823-1591

URL: http://yanagisawa-tax.com

# 納通 信

東京国税局管内特別号外  
台東区エリア版 東京上野税務署編  
平成22年10月15日発行

©エヌピー通信社

『納税通信』(東京国税局管内特別号外 台東区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、台東区内全般の「日本経済新聞」(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては東京上野税務署に取材面でご協力いただきました。また、上野法人会をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に密着した活動を展開する保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上で御礼申し上げます。

【エヌピー通信社・編集局企画編集室】

くお知らせ  
本紙『納税通信』の通常号は  
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共)36,700円  
購読・広告申込 [www.nouzei.jp](http://www.nouzei.jp)  
03(3971)0114(直通)

## 税制改正要望の重点項目に

医療機関にとって、社会保険料報酬などの消費税は、経営を圧迫する頭の痛い問題になっている。そのため、日本医師会がこのほど発表した平成23年度税制改正に向けた要望「2011年度医療に関する税制に対する意見」にも、「消費税対策」が重点要望として盛り込まれている。ただ、同問題についての税制改正要望は、毎年盛り込まれているもので、解決の糸口は見えない状況だ。

消費税法では、生産から流通に至る各段階で二重、三重に消費税を課さないように、課税売上に係る消費税から課税仕入れに係る消費税を控除し、消費税が累積しない仕組みが採られている。

ところが、「消費税を課さない」(消費税法6条)とする非課税規定の適用業種になると、消費税が課税されない代わりに、仕入税額控除が適用できな

いことになる。

この非課税規定で頭を抱えて

いるひとつに医療機関がある。

保険診療を行う医療機関では、

患者から消費税を取らない。さ

らに、非課税ということで、問

屋から医薬品などを仕入れると

きに負担した消費税を控除する

こともできない。つまり、最終

消費者として消費税を負担することになるのだ。  
また消費税の課税仕入れは、

医薬品の仕入れだけでなく、水道光熱費などの諸経費、医療器械や備品の購入費など、消費一般を課税対象とするので、ここでも消費税負担が生じてくる。

そのため、日本医師会では、

かねてより非課税規定の撤廃を

求め税制改正要望を提出してい

る。このほどまとめた平成23年

度税制改正要望にも、重点要望

として消費税問題を盛り込ん

だ。具体的には、①社会保険診

療報酬などに対する消費税の非

課税制度を、仕入税額控除が可



▲消費税アップとなればさらに厳しいことに…

能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善する②改めるまでの緊急措置として、設備投資にかかる仕入税額を控除する特例措置を創設する③社会保険診療報酬などに対する事業税非課税の特例措置を存続させるなどだ。

日本医師会の今村聰常理事は、記者会見で、医療機関では社会保険診療収入の2%以上の割合で控除対象外消費税が発生しているとデータで提示。仮に割合が2・20%だった場合、診療報酬に上乗せされた1・53%が補てんされているとしても、残りの0・67%を負担している現状があると指摘。そして、残りの0・67%を負担している現状があると指摘し、2008年度の国民医療費の動向から試算した医療機関全体の負担額は約2200億円になるとした。その上で、控除対象外消費税は医療機関の経営を圧迫する大きな原因であり、抜本的に解決してほしいと強調。また、「医療機関がきちんと守られていても駄目。医療機関の税制上の優遇は、診療報酬が廉価だから起ころうとしているという話があるのであれば、そもそもそこを統一的に議論してほしい」と述べた。

このように、消費税法の「消費税を課さない」とする非課税規定は、消費者には消費税が課されないとても、真の意味で非課税とはなっていないのだ。

そのため、一部専門家の間では、保険診療報酬に係る消費税を真の意味で非課税とするため

# 医療機関が消費税で悲鳴!!

には、「課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額」を負担しない仕組みを構築しなければ、眞の意味での非課税にならないと指摘する。そこで、クローズアップされているのが「ゼロ税率」の導入だ。これは、消費税の仕組みから、保険診療報酬を消費税の課税対象とした上で、「ゼロ税率」も、「免税制度」を導入するといふもの。現行消費税法でも、「課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額」を負担しない仕組みとして、「消費税を免除する」(消費税法第7条・輸出免税等)免税制度がある。

一方でゼロ税率とは、課税資産の譲渡などの対価を課税扱いすることにより、標準税率に対する税率をゼロパーセントにすることで課税を免除するのだ。ゼロ税率を採用すると、形式的には消費税の課税となるが、消費税の税率はゼロパーセントなので、消費税の負担が生じることなく、事業者は「課税資産の譲渡等の対価の額である課税標準額に対する消費税額(0%)」から「その課税期間中に国内において行った課税仕入に係る消費税額」を控除することができるとなる。つまり、ゼロ税率にすれば患者負担は生ぜず、また医療機関にも消費者負担は生じないわけだ。

ヨーロッパ諸国でも、イギリスでは、食料品や医薬品、居住用建物の建築等について、スウェーデンでは、医薬品(医療機関による処方)などにゼロ税率を採用している。

現状、ゼロ税率の導入は、「医

師会だけの要望では力が弱過ぎる」との声も少なくない。介護

サービスなども同様であり、関

連業界からの要望が待たれてい

## 非課税制度はありがた迷惑

経営者のための  
経営・財務情報紙 刊社長のミカタ

税務・財務情報に特化して60年超——。

信頼と実績のエヌピー通信社が満を持して、35年ぶりに新創刊する経営・税務情報月刊紙!

中小企業のオーナー社長必読の経営(資金繰り、経営改善、社保・年金、関連法令情報など)と税務(事業承継、相続税、法人税対策情報など)の「詳報」が満載!!

毎月28日付・タブロイド判・12頁以上  
年間購読料9,000円(送料・消費税込)

※『社長のミカタ』は顧問先・関与先企業様への配布ツールとしてもご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ TEL:0120-074-601/03-3971-0114(直通) エヌピー通信社 事業企画課  
〒171-8558 豊島区南池袋3-8-4

DAIIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル5F)

TEL 03-3831-7050